

○山梨県公安委員会及び山梨県警察外部通報処理要領

〔 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 〕
〔 例規甲（総セ）第 4 5 号 〕

（概要）

この要領は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和 4 年 6 月 1 日消費者庁。）を踏まえ、山梨県公安委員会及び山梨県警察において、外部の労働者等からの外部通報等を適切に処理するため必要な事項を定めるものとする。